

事業主体決定に向けた調整結果

1 調整の経緯

令和元年5月20日	和光市長（朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会長）から、朝霞地区一部事務組合 管理者に対し、文書で協議を依頼した。 <依頼内容> 朝霞市と和光市のごみ広域処理事業を、朝霞地区一部事務組合の共同処理事務に編入することについて、協議を依頼する。
令和元年5月31日	5月20日付の協議依頼を受けて、朝霞地区一部事務組合が、各構成市長による正副管理者会議において、協議を行った。
令和元年6月10日	朝霞地区一部事務組合 管理者から、和光市長（朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会長）に対し、文書で協議結果について回答があった。 <回答内容> 朝霞市と和光市のごみ広域処理事業を、朝霞地区一部事務組合の共同処理事務に編入することについて、正副管理者会議において協議を行ったが、4市の協議が整わなかった。

2 調整結果を踏まえた方向性

事業主体の構成市を朝霞市及び和光市として

「一部事務組合」の設立に向けた協議を進める。